

ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、夏季の気温が急速に上昇し、県内の園芸作物に被害が出ている状況を踏まえ、「かん水」、「換気・空気冷却」及び「遮光・遮熱」による対策に取り組む事業実施主体が、必要な機械・装置等を導入するための経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(事業実施主体、経費及び補助率等)

第2条 前条に規定する補助金の事業実施主体、経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業実施主体（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情報を知り、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額と

の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下同じ。)) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 別表に規定する重要な変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

2 事業の実施については交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、交付決定前着手届(第2号様式)を知事に提出すること。

(承認の手続)

第5条 前条第1項第一号又は第二号の規定による承認を受けようとするときは、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の決定に係る年度の1月15日現在で作成した遂行状況報告書(第4号様式)を当該年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第7条の規定により実績報告書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図る上で知事が必要と認める場合は、別途提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（処分の制限）

第10条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

第11条 事業実施主体は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（第9号様式）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（書類の提出）

第12条 規則又は本要綱の規定により知事に提出する書類は所轄の農業事務所を経由するものとする。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第三号の知事が定める者は、第2条第2項第二号又は第三号に該当する者（交付を受けようとする事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

- 1 本要綱は、令和7年3月7日から施行する。

別表（第2条関係）

事業実施主体	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更
<p>園芸作物の高温対策に取り組む以下の者とする。</p> <p>(1) 認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)その他知事が定める要件を満たす者</p>	<p>高温対策に資する機械・装置等の導入費</p>	<p>(1) 低コスト耐候性ハウスその他の鉄骨ハウスに高温対策に資する機械・装置等を導入する場合 1／2以内 (千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>(2) (1)の施設以外に高温対策に資する機械・装置等を導入する場合 1／3以内 (千円未満の端数は切り捨て)</p>	<p>(1) 事業実施主体の変更 (2)事業実施地区の変更 (3)事業費の30%を超える増減又は補助対象経費の増</p>

第1号様式(第3条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付申請書

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、
補助金〇〇〇円を交付されたく申請します。

記

別紙のとおり

(別紙)

1 事業の目的

2 事業計画（実績）及びその内容

高温対策実施計画書（ちばの園芸高温対策緊急支援事業実施要領様式第2号）のとおり。

3 経費及び負担区分

(単位：円)

経費	総事業費	補助対象経費				備考
			県費	市町村費	自己負担	
高温対策に資する機械・装置等の導入費						

※備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
1 県補助金	0	0	0	0	
2 市町村費	0	0	0	0	
3 自己負担	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
高温対策に資する機械・装置等の導入費	0	0	0	0	

第2号様式(第4条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付決定前着手届

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

下記事項について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

記

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 事業内容 | 交付申請書別紙のとおり |
| 2 事業費 | 交付申請書別紙のとおり |
| 3 着手予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 交付決定前着手を必要とする理由 | 夏季に気温が上昇する前までに対策を講じる必要があるため |

別記条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあるべき損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受ける補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

第3号様式(第5条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け千葉県生振指令第〇〇号で補助金交付決定のあった令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の理由ため。
2 変更(中止・廃止)の内容ため。

(注)第1号様式の別紙を使用し、変更部分を下線書きとすること。

第4号様式(第6条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業に係る事業遂行状況報告書

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事　〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、1月15日現在の事業の進捗状況を報告します。

記

(単位:円、%)

経費	事業費	県費	〇年1月15日までに完了したもの		竣工(予定)日	備考
			事業費	出来高比率		
高温対策に資する機械・装置等の導入費			30			

注:出来高比率が100%未満の場合は、備考欄に理由と今後の対応を記載

第5号様式(第7条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業実績報告書

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け千葉県生振指令第〇号で補助金交付決定のあった令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

別紙のとおり

(注)第1号様式の別紙を更新して添付すること。交付申請と実績報告で変更がある場合、変更部分を下線書きとすること。

第6号様式(第7条関係)

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

消費税仕入税額報告書

令和〇年〇月〇日付け千葉県生振指令第〇〇号で交付決定のあった令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金について、ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1 令和〇年〇月〇日付け千葉県生振達第〇〇号による額の確定通知額 | 金 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 円 |

第7号様式(第8条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金交付請求書

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け千葉県生振達第〇〇号で額の確定のあった令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

確定額(円) (A)	既受領額(円) (B)	今回請求額(円) (A-B)	備考

第8号様式(第9条関係)

令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金概算払請求書

番 号
令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け千葉県生振指令第〇〇号で交付決定のあった令和〇年度ちばの園芸高温対策緊急支援事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金〇〇〇,〇〇〇円

第9号様式（第11条関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度		令和〇年度	補助事業名		ちばの園芸高温対策緊急支援事業									
番号	事業区分	事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
		取得財産等	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費 円	県費 円	市町村費 円	自己資金 円	耐用年数 年	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内 容
1	ちばの園 芸高温対 策緊急支 援事業													
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。